

米子北高等学校 教務内規（抜粋）【令和4年度以降入学生用】

第1章 教育課程・コース制・授業等

第6条 年間の授業時数は、1単位につき35時間を標準授業時数とする。

第2章 定期考査

第7条 定期考査は、中間考査・期末考査とする。但し、3学期の中間考査は行わない。

(1) 同じコース内の同じ単位数の科目では、同じ試験問題で実施することを原則とする。

(2) 授業時数その他止むを得ない事情がある場合には、各学期の定期考査のうち1回に限り、教科会議にはかって実施しないこともできる。

(3) 実技を主とする科目においては、教科・科目の性格上、授業における実技テストや作品の提出等をもって定期考査にかえることができる。観点別評価の内容は、各教科会議、教育課程委員会、評価検討委員会において協定するものとする。

第8条 受験しながら答案を提出しなかった場合は、当該科目を0点とする。

第9条 考査中不正行為を行った者に対しては、当該科目を0点とし、かつその考査中に受けた他の考査の得点は50%に減点する。

第10条 生徒が考査を欠いた場合は、「考査欠席届」を提出しなければならない。

第11条 考査を欠いた者には再試験(振り替えての考査)を行わない。但し、公的交通機関の遅延や運休によって考査に遅刻する者がいる場合は、全体の開始時刻を遅らせるか、別室で受験をさせる等の対応をとる。

第12条 考査を欠いた場合の見込点は、本人の当該学期の考査得点と平均点との割合を基準として、次の割合によって与える。

(1) 公認欠席者 100%~80%

(2) その他正当な理由で考査を欠いた者 100%~80%

(3) 教育的指導または懲戒処分により考査を欠いた者 50%

(4) 考査欠席届を提出しない者(できない者) 0%

(5) その他特別の場合については、その都度職員会議で決定する。

第13条 ある科目について、各学期に行う考査を全て欠いた場合、次のように定める。

(1) 1つの学期に行う考査を全て欠いた場合は、その学期のその科目の成績(「知識・技能」及び評価)は、評価しないでおくことができる。この場合、その学年の他の2つの学期の考査得点を基準として、第12条に準じて見込点を与えた後、学年成績を評価する。

(2) 3学期を含む2つの学期に行う考査を全て欠いた場合は、3学期の考査得点を査定するに足りる程度の課題等を提出させなければならない。その評価により3学期の見込点を与えた後、(1)に準じて学年成績を評価する。但し、公認欠席及びその他の正当な理由がなく、3学期の考査を欠いた場合は、3学期の見込点は0点とする。

(3) 3学期を含まない2つの学期に行う考査を全て欠いた場合は、それらの学期の見込点は0点とする。

第3章 観点別学習状況の評価・学習成績の評定

第14条 各学期及び学年末の観点別学習状況の評価は、平素の学習状況及び考査の成績に基づき、次のとおりとする。

(1) 各学期の「知識・技能」は次の4段階評価で表し、評価は定期考査(80点分)及び授業中の小テスト(20点分)の合計得点(100点満点)を以下の表1と照らし合わせて決定する。

A : 十分満足できると判断される状況

B+ : 概ね満足できると判断されるもののうち程度がやや高い状況

B- : 概ね満足できると判断されるもののうち程度がやや低い状況

C : 努力を要すると判断される状況

表1

A	B+	B-	C
80~100点	55~79点	30~54点	0~29点

- (2) 各学期の「思考・判断・表現」の評価は次の3段階評価で表し、課題やレポートの作成、作品の制作や表現、グループディスカッションや発表等の多様な活動を取り入れ、その成果によって評価を行う。
 A：十分満足できると判断される状況
 B：概ね満足できると判断される状況
 C：努力を要すると判断される状況
- (3) 各学期の「主体的に学習に取り組む態度」の評価は次の3段階評価で表し、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、生徒による自己評価や相互評価等の状況を評価の材料とし、知識・技能を獲得したり、思考力・判断力・表現力を身に付けたりすることに向けて粘り強い取り組みをしているか、また、その中で自らの学習を調整しようとしているかを観察して総合的に評価する。
 A：十分満足できると判断される状況
 B：概ね満足できると判断される状況
 C：努力を要すると判断される状況
- (5) 学年末の各観点の評価は、各学期の評価に対して次の表2のようにポイントを与え、3つの学期のポイントの平均値を以下の表3または表4に照らし合わせて決定する。

表2

評 価	A	B+	B	B-	C
ポイント	9	7	6	5	3

表3 4段階の評価について

ポイントの平均値	評価
8.0以上 9.0以下	A
6.0以上 8.0未満	B+
4.0以上 6.0未満	B-
3.0以上 4.0未満	C

表4 3段階の評価について

ポイントの平均値	評価
7.5以上 9.0以下	A
4.5以上 7.5未満	B
3.0以上 4.5未満	C

第15条 学習成績の評定は、観点別学習状況の評価に基づき、次のとおりとする。

- (1) 評定は5段階法をもって表し、各学期及び学年末の観点別学習状況の評価(記号)の組み合わせを次の表5に照らし合わせて決定する。

表5

評価の組み合わせ			ポイント	評定
A	A	A	27	5
A	A	B+	25	
A	A	B	24	
A	A	B-	23	4
A	B+	B	22	
A	B	B	21	
A	B	B-	20	3
B+	B	B	19	
B	B	B-	17	
B+	B	C	16	
B	B	C	15	
B	B-	C	14	
B+	C	C	13	2
B	C	C	12	
B-	C	C	11	
C	C	C	9	1

第 16 条 学習成績概評の取り扱いは、次によるものとする。

- (1) 各生徒の学年末の評定合計を履修科目数で除し(小数第 2 位まで計算して四捨五入)て小数第 1 位まで算出し、この平均点を基礎にして、次の表 6 のように A・B・C・D・E の 5 段階に評定する。

表 6

A	B	C	D	E
5.0~4.3	4.2~3.5	3.4~2.7	2.6~1.9	1.8~1.0

第 4 章 出 欠 席

第 18 条 出欠席の日数及び時数は、次の区分に従う。

第 1 学期：4 月 1 日から 1 学期末考査最終日まで

第 2 学期：第 1 学期最終日の翌日から 2 学期末考査最終日まで

第 3 学期：第 2 学期最終日の翌日から翌年 3 月 31 日まで

第 19 条 出欠席の日数計算は、次によるものとする。

(1) 授業日数は、出校したすべての日数とする。

(2) 出席しなければならない日数は、授業日数から第 21 条に定める日数を減じた日数とする。

第 20 条 出欠席の時数計算は、次によるものとする。

(1) 授業時数は、各科目の実指導時間数とする。

(2) 定期考査の時間は、実指導時間として扱う。

(3) 第 6 条(1)項に該当する場合は、実指導時間として扱う。

(4) 各科目の授業における遅刻・早退(保健室での治療・休養を含む)は、5 回をもって 1 回の欠席と扱う。但し、授業時間の半分を越える遅刻・早退は欠席として扱うものとする。

(5) ショートホームルームの時数は、特別活動(ホームルーム・生徒会活動・学校行事)の授業時数計算には含めないものとする。

第 21 条 次によるものは授業日数から減じ、出欠席いずれともしない。

(1) 忌引による欠席。忌引日数は次の日数とする。

1 親等の親族 5 日

2 親等の親族 3 日

3 親等の親族及びその他の同居家族 1 日

(2) 学校保健安全法施行規則第 18 条、学校保健安全法第 19 条に基づいた出席停止及び学級閉鎖または隔離による欠席。

(3) 懲戒処分(停学)期間中による欠席。

第 22 条 次によるものは公認欠席(公認欠課)とし、出席扱いとする。公認欠席(公認欠課)の許可を得るためには、「公認欠席(欠課)許可願」を提出しなければならない。許可の日時は必要上止むを得ないと認められる最小限の日時とする。

(1) 高体連主催の各種大会に、学校・県を代表して参加する場合。

(2) (1)に準ずる会合や大会に、学校・県を代表して参加する場合。

(3) 進路決定(就職・進学)に関わる受験や行事等に参加する場合。

(4) 学校管理下における負傷等により欠席(欠課)する場合。

(5) その他学校長が必要止むを得ないと認めた場合。

第 23 条 教育的指導(謹慎)期間中は、欠席扱いとする。

第 5 章 単位認定・不認定

第 25 条 各科目の履修は、欠席時数が標準授業時数の 5 分の 1 以下であれば認定する。各単位数における標準授業時数や 5 分の 1 に当たる欠席時数については、以下の表 7 を参照すること。

第 26 条 欠席時数が標準授業時数の 5 分の 1 を超える科目がある者は職員会議に諮る。欠席時数が標準授業時数の 5 分の 1 を超え 3 分の 1 を超えない科目で、正当な理由による欠席と認められる者には、追指導を行い、その結果により履修・未履修を決定する。追指導を認められた者は、指示された日までに「追指導受講許可願」を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。各単位数における標準授業時数や 3 分の 1 に当たる欠席時数については、以下の表 7 を参照すること。

表7

科目単位数	標準授業時数	欠席時数		
		～1/5	1/5～1/3	1/3～
		認定	要審議	不認定
1単位	35	～7	8～11	12～
2単位	70	～14	15～23	24～
3単位	105	～21	22～35	36～
4単位	140	～28	29～46	47～
5単位	175	～35	36～58	59～

第27条 各科目の単位の修得は、次の基準により職員会議に諮り学校長が認定する。

- (1) 履修が認定されていること。
- (2) 評定が2以上であること。
- (3) 学習態度が著しく不良でないこと。

第28条 特別活動(ホームルーム・生徒会活動・学校行事)及び総合的な探究の時間については、次の基準により履修及び単位修得を認定する。

- (1) 各学年の実施授業時数の3分の2以上の出席時数をもつこと。
- (2) 学習態度が著しく不良でないこと。
- (3) 特別な事例が生じた場合は、その都度審議し、職員会議において決定する。

第29条 同一科目を2年以上にわたって分割履修する場合においても、履修する学年毎に当該科目の履修の認定及び単位修得の認定を行う。

第30条 1・2学期において評定1の科目がある者には特別懇談を実施し、観点別学習状況の評価の組み合わせに応じて、原則授業担当者が次のように補習授業または課題提出を課すものとする。

- (1) 評価の組み合わせが「B・C・C」の生徒：課題提出
- (2) 評価の組み合わせが「C・C・C」の生徒：補習授業かつ課題提出

第31条 学年末成績における評定1の科目数が、履修科目数の4分の1以下の者については職員会議に諮り、第30条における指導を受けた状況に応じて必要ありと認められた場合は追考査を行い、その結果によって認定・不認定を決定する。認定の場合、評定は2とする。追考査の受験を認められた者は、指示された日までに「追考査受験許可願」を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。

第32条 次の場合は、単位の修得を認めない。

- (1) 欠席時数が標準授業時数の3分の1を超えた科目。
- (2) 第26条に該当しない科目及び同条により追指導を行った結果、履修を不認定とされた科目。
- (3) 第31条に該当しない場合の評定1の科目及び同条により追考査を行った結果、不認定とされた科目。
- (4) 職員会議の結果、学習態度が著しく不良であると認められた科目。

第6章 修了・卒業・原級留置

第33条 次に該当する者は、定められた課程を修了したものとみなさず、原級留置とする。但し、(3)のイ・ウについては、職員会議に諮り、正当な理由によるものと認められる者には修了を認定する。

- (1) 休学者。
- (2) 単位不認定の科目がある者。
- (3) 出席状態が不良で、次に該当する者。
 - ア. 欠席日数が授業日数の3分の1を超える者。
 - イ. 遅刻回数が授業日数の7分の1を超える者。
 - ウ. 早退回数が授業日数の10分の1を超える者。

第34条 編・転入学者の前籍校における修得単位数の合計は、これが修了・卒業の資料とされる場合に限り、「読み替え」の如何にかかわらず、本校所定の最高単位数までとする。

第35条 学校長は、生徒が学校において定めた教育課程に従い、毎学年本校所定の単位を修得し、特別活動を履習した者に、修了及び卒業を認定する。前記事項を満たさざる者については、職員会議に諮り審議の上、認定・不認定を決定することができる。